

再公示：次の案件については、10月26日に公示しましたが、応募がなかったため再公示いたします。

番号：160832

国名：セネガル

担当部署：人間開発部 基礎教育グループ 基礎教育第二チーム

案件名：初等教育算数能力向上プロジェクト（算数教育）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：算数教材開発
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年12月中旬から2017年3月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.35M/M、現地 2.56M/M、合計 2.91M/M
- (3) 業務日数：国内準備5日、現地業務77日、帰国後整理2日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：11月30日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)  
提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約 (単独型) (2014年4月以降契約) >業務実施契約 (単独型) 簡易プロポーザルの電子提出について) ([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/20150618.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年12月16日(金)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等
  - ①業務実施の基本方針 16点
  - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等
  - ①類似業務の経験 40点

②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点
	(計100点)

類似業務	算数教育に係る各種業務
対象国／類似地域	セネガル／全途上国
語学の種類	フランス語または英語

## 5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：

黄熱：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）の提示が必要。

## 6. 業務の背景

セネガルの初等教育純就学率は68%（1999年）から86%（2011年）に改善し（UNESCO, 2014）、アクセスには一定の改善がみられる。しかしながら、急速な就学者数の増加に対し、適切な教育サービスの提供が追い付かず、初等教育修了率は66.5%（2011年）に留まるなど、教育の質改善が課題となっている。セネガル教育省が学習指導要領・教科書の改訂、教員研修制度の構築、学校運営委員会の全国設置など着実に取組を進めてきている一方、国際的な学力調査である「教育システム分析プログラム（Programme d'Analyse des Systèmes Educatif de la CONFEMEN: PASEC）」の1996年と2006年の結果によれば、10年間、学力に大きな変化は見られず、学力向上に向けて引き続き多様な取り組みが求められている。

このような背景の下、セネガル教育省は2013年に教育セクター開発計画である「質と衡平性、透明性改善プログラム（PAQUET, 2013-2025）」を策定し、主要優先課題として「基礎教育の普遍化（公平性）」、「教育の質の向上（質）」、「より効果・効率・包括的なガバナンスを目的とした教育計画管理の地方分権化・分散化の促進・強化（ガバナンス）」に取り組んでいる。特に、初等教育段階では「教育の質の向上」に向け、児童のフランス語と算数能力の強化を最優先課題として掲げている。

これまでセネガル教育省は、JICAの技術協力により、理数科教育改善プロジェクト（PREMST）、及び教育環境改善プロジェクト（PAES）の2案件を2007年から2015年8月まで実施した。前者は現職教員研修モデルを、後者は住民参加型学校運営モデルをそれぞれ完成させ、さらにはセネガル全土へ普及させるという成果を上げた。これまでの技術協力により構築された教員研修や学校運営の仕組みを発展させ、子どもの学びの改善に向け、特に重要となる初等教育における算数の学力向上に取り組むべく、2015年9月より、初等教育算数能力向上プロジェクト（PAAME）が開始された。本プロジェクトはセネガル国教育省ナショナルチーム（初等教育局をはじめ本省及び地方の教育省職員で構成）を主なカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、現在、「チーフアドバイザー」、「学校運営委員会能力強化」、「教員研修/業務調整」「算数教育/業務調整」の4名の日本人専門家が従事している。

本プロジェクトでは、①授業における学びの改善と②地域住民との連携を通じた学習活動の促進を通

じて、初等算数における学びの向上モデルの構築を目指している。その取り組みの一つとして、2016 年よりプロジェクトのパイロット 20 校にて、コミュニティとの連携による算数ドリルの実践が補習授業にて実施されている。これらの実践を通じて、児童の基礎学力の向上が少しずつ確認されてきているが、他方、現行ドリルがセネガル国の指導要領に必ずしも沿った内容となっていないことから、セネガル国学習指導要領や現行の授業の進捗に対応させた算数ドリルの開発が求められるようになってきた。

本業務は、セネガル国の指導要領や現行の授業展開に対応させながら、各学年で習得すべき基本的な知識と技術を身につけるための算数ドリルの開発支援を実施し、これら業務を通じた C/P の教材開発能力の強化を目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、本プロジェクト専門家の助言の下、算数学習教材開発に向けて C/P とともに新算数ドリル初版を作成する。

具体的担当事項は以下のとおりとする。

### [算数教材開発]

#### (1) 国内準備期間（2016 年 12 月中旬）

- ア プロジェクト関係資料（プロジェクト開始時協議議事録 [R/D]、インセプションレポート等）を確認し、プロジェクトの枠組み及び活動計画について把握する。
- イ 本プロジェクトに先立ち実施された過去 2 件の協力案件（理数科教育改善プロジェクト及び教育環境改善プロジェクト）に係る各種報告書、本プロジェクトに係る各種報告書、セネガル国学習指導要領、教科書・指導書、現職教員研修制度及び住民参加型・分権型学校運営制度に関する資料等を精査し、セネガル教育セクターについて把握する。
- ウ プロジェクトが予め作成した新算数ドリル戦略・概要を把握・分析し、現地派遣業務にむけた準備を行う。
- エ 業務実施計画書(和文および仏文)を作成し JICA 人間開発部へ提出し、説明する。

#### (2) 現地派遣期間（2017 年 1 月上旬～2017 年 3 月下旬）

- ア 現地業務開始時に C/P 機関及び JICA セネガル事務所に業務実施計画書を提出し、業務計画の確認を行う。また定期的に JICA セネガル事務所に対し進捗報告を行う。
- イ 必要に応じて適宜、パイロット 2 州（カオラック州およびカフリン州）において現在試行中の算数ドリルの活用状況について補習授業を視察し、また関係者との聞き取りを行うなどの現地確認調査を行う。
- ウ プロジェクトが予め作成した新算数ドリル開発戦略や概要に基づき、セネガル国学習指導要領の対応を意識した新算数ドリルの初版を C/P とともに作成する。
- エ 初版作成の中間時点にてプロジェクト並びにナショナルチームとの中間確認作業を行う。
- オ 初版作成が終了した時点でプロジェクト並びにナショナルチームとの承認ワークショップを実施し、プロジェクトと相談の上で修正する。
- カ 現地業務完了に際し、C/P 機関及び JICA セネガル事務所に対し、業務の成果、提言等を含む現地業

務結果報告書(仏文・和文)及び算数ドリル初版(仏文)を作成、提出し、現地業務報告を行う。

(3) 国内作業期間(2017年3月下旬)

ア 現地派遣期間の活動結果を JICA 人間開発部に報告し、必要に応じて帰国報告会を実施する。

イ 算数ドリル初版(最終版)並びに専門家業務完了報告書(和文)を JICA 人間開発部に提出する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、専門家業務完了報告書とする。

(1) 業務実施計画書

仏文 2 部(C/P 機関、JICA セネガル事務所)

和文 2 部(JICA 人間開発部、JICA セネガル事務所)

(2) 現地業務結果報告書

仏文 2 部(C/P 機関、JICA セネガル事務所)

和文 2 部(JICA 人間開発部、JICA セネガル事務所)

(3) 算数ドリル初版の最終版

仏文 3 部(C/P 機関、JICA 人間開発部、JICA セネガル事務所)

(4) 専門家業務完了報告書

和文 2 部(JICA 人間開発部、JICA セネガル事務所)

また、現地派遣期間中の業務従事月報を作成し、JICA 人間開発部に提出する。上記成果品の体裁は簡易製本とし、併せて電子データも提出する。

なお、上記(1)～(2)の成果品の仏語での作成が難しい場合、英語での提出を認める。仏語への翻訳については現地で備上する通訳が支援する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含む(見積書に計上のこと)。

航空経路は、成田⇒ドバイ⇒ダカール⇒ドバイ⇒成田を標準とする。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2017年1月上旬から2017年3月下旬を予定しているが、ある程度の日程調整は可能。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおり（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

- ・ チーフアドバイザー（長期派遣専門家）
- ・ 学校運営委員会能力強化（長期派遣専門家）
- ・ 教員研修／業務調整（長期派遣専門家）
- ・ 算数教育／業務調整（長期派遣専門家）

### ③便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおり。

- ア) 空港あるいは船着場までの送迎  
あり
- イ) 宿舍手配  
あり
- ウ) 車両借上げ  
必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む）
- エ) 通訳備上  
英仏通訳の備上（必要な場合）
- オ) 現地日程のアレンジ  
プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供  
教育省内プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供（ネット環境完備）

## (2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されている。
  - ・ 基礎教育セクター情報収集・確認調査 国別基礎教育セクター分析報告書(セネガル)  
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12083200.pdf>)
  - ・ プロジェクト概要  
(<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/11964ab4b26187f649256bf300087d03/3f9a70d00a40a4c049257e4a0079e0bf?OpenDocument>)
  - ・ 理数科教育改善プロジェクトフェーズ2 中間レビュー評価結果要約表  
([https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2013\\_1100635\\_2\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2013_1100635_2_s.pdf))
  - ・ 教育環境改善プロジェクトフェーズ2 終了時評価調査結果要約表  
([https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2013\\_1000720\\_3\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2013_1000720_3_s.pdf))
  - ・ その他プロジェクトにかかる関連資料は担当者へお問い合わせください。

## (3) その他

- ①類似業務「算数教育」については、教材作成の経験があることが望ましい。
- ②業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度のため、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とする。

- ③現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に登録ください。
- ④本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」  
(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上